

訪問看護ステーションどんぐり 運営規定

（事業の目的）

第1条 この規程は、有限会社バイタルが設置する訪問看護ステーションどんぐり(以下「ステーション」という)の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護の事業(以下「事業」という)の適切な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護(以下「訪問看護」という)及び介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が出来るよう努めなければならない。

2 ステーションは事業の運営に当たって、必要なときに必要な訪問看護の提供が出来るよう努めなければならない。

3 ステーションは事業の運営に当たって、関係区市町村及びその保健所や近隣のほかの保険・医療または福祉サービスを提供するものと密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

（事業の運営）

第3条 1 ステーションは、この事業の運営を行なうに当たっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づく適切な訪問看護の提供を行なう。

2 ステーションは、訪問看護を提供するに当たっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士または作業療法士(以下「看護師等」という)によってのみ訪問看護を行なうものとし、第三者への委託によって行なってはならない。

（事業の名称及び所在地）

第4条 訪問看護を行なう事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称: 訪問看護ステーションどんぐり
- (2) 所在地: 東京都立川市一番町三丁目 5 番地の1リムエール 104 号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者: 看護師もしくは保健師 1 名
管理者は、所属職員をおき・監督し、適切な事業の運営が行なわれるように統括する。ただし、管理上の支障がない場合は、ステーションのほかの職務従事し、または同一敷地内にあるほかの事業所、施設などの職務に従事することも出来るものとする。
- (2) 看護職員: 保健師、看護師、または准看護師
常勤換算 2.5 名以上(内 1 名は常勤とする)

訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師を除く)、訪問看護を担当する。

(3) 理学療法士または作業療法士:必要に応じて雇用し配置する。

訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。

(営業日及び営業時間)

第6条 1 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

(1) 営業日:通常月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日 12 月 29 日～1 月 3 日、8 月 13 日～8 月 15 日までをのぞく。

(2) 営業時間:平日午前 9 時～午後 6 時までとする。

2 常時24時間、利用者やその家族からの電話などによる連絡体制を整備する。

(利用時間及び利用回数)

第7条 1 ステーションが行なう訪問看護の提供時間は、1日1回の訪問につき30分から1時間30分程度(介護保険利用者の場合)または30分から1時間30分(医療保険利用者の場合)を基準とし、老人訪問看護基本医療費Ⅱを算定する場合は8時間を越えないものとする。

2 利用者による訪問看護の利用は、1週3日を限定とする。ただし末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪等による特別指示書を交付された利用者についてはこの限りではない。

3 前2項の規程にかかわらず、居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

(1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付して指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

(2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地区医師会、関係区市町村など、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1) 療養上の世話

清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事(栄養)及び排泄など日常生活療養上の世話、ターミナルケア

(2) 診療の補助

褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置

(3) リハビリテーションに関すること

(4) 家族の支援すること。

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(緊急時における対応方法)

- 第10条 1 看護師などは訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送などの必要な処置を講ずるものとする。
- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

- 第11条 1 ステーションは、基本利用料として健康保険法または老人保健法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 医療保険(健康保険法または老人保健法)

健康保険法または老人保健法に基づく額を撤収する

(2) 介護保険

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示

上の額の1割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は全額利用者の自己負担とする。

- 2 ステーションは、基本利用料のほか看護師などの訪問看護の提供が次の各号に該当するときは、その計画書(ケアプラン)に基づくものを除く。

① 第6条第1項(1)(2)で定めた利用日及び利用時間外に訪問看護を行なった場合(医療保険利用者のみとする)

② 第7条第1項で定めた1時間30分(介護保険利用者の場合)または1時間 30分(医療保険利用者の場合)(老人) 訪問看護基本療養費Ⅱを算定すべき場合(8時間)を越えた場合

③ 訪問看護と連携して行なわれる死後の処置

- 3 ステーションは、実費負担の利用料として、訪問看護に必要な交通費、オムツ代などに要する費用を利用者から受け取るものとする。但し、介護保険を利用する利用者にかかる交通費については、次に定める通常の業務の実施地域を越える場合に限る。

(通常業務を実施する地域)

- 第12条 ステーションが通常業務を行なう地域は、立川市、武蔵村山市、東大和市、日野市昭島市(拝島町・田中・大神町は除く)、福生市(熊川)、小平市(小川町 1 丁目、中島、栄町)、国分寺市(西町、高木町)、国立市(北)の区域とする。

(料金の概要)

第13条 訪問看護による料金の説明

訪問看護 介護保険料		令和6年6月～		1単位:10.84円 (立川市⇒4級地)			
訪問看護 要介護1～5の方対象							
サービス内容	サービス提供時間	単位数	金額	1割	2割	3割	
訪問看護Ⅰ1	20分未満	314	3,403	341	681	1,021	
訪問看護Ⅰ2	30分未満	471	5,105	511	1,021	1,532	
訪問看護Ⅰ3	30分以上60分未満	823	8,921	893	1,785	2,677	
訪問看護Ⅰ4	60分以上1時間30分未満	1,128	12,227	1,223	2,446	3,669	
訪問看護Ⅰ5	1回あたり20分	294	3,186	319	638	956	
訪問看護Ⅰ5×2	1回あたり40分	588	6,373	638	1,275	1,912	
訪問看護Ⅰ5・2超×3	1回あたり60分	795	8,617	862	1,724	2,586	
介護予防訪問看護 要支援1・2の方対象							
サービス内容	サービス提供時間	単位数	金額	1割	2割	3割	
訪問看護Ⅰ1	20分未満	303	3,284	329	657	986	
訪問看護Ⅰ2	30分未満	451	4,888	489	978	1,467	
訪問看護Ⅰ3	30分以上60分未満	794	8,606	861	1,722	2,582	
訪問看護Ⅰ4	60分以上1時間30分未満	1090	11,815	1182	2,363	3,545	
訪問看護Ⅰ5	1回あたり20分	284	3,078	308	616	924	
訪問看護Ⅰ5×2	1回あたり40分	568	6,157	616	1,232	1,848	
訪問看護Ⅰ5・2超×3	1回あたり60分	768	8,325	833	1,665	2,498	
※夜間(18:00～22:00) 早朝(6:00～8:00)の訪問の場合 上記単位数の25%増 ※深夜(22:00～6:00)の訪問の場合 上記単位数の50%増							
その他の加算							
サービス提供体制加算ⅠⅠ	1回につき	6	65	7	13	20	
サービス提供体制加算ⅠⅡ		3	32	4	7	10	
緊急時訪問看護加算ⅠⅠ	1月につき	600	6,504	651	1,301	1,952	
緊急時訪問看護後加算ⅠⅡ		574	6,222	623	1,245	1,867	
特別管理加算Ⅰ ※1	1月につき	500	5,420	542	1,084	1,626	
特別管理加算Ⅱ		250	2,710	271	542	813	
訪問看護専門管理加算Ⅰ	月1回限度	250	2,710	271	542	813	
訪問看護専門管理加算Ⅱ		250	2,710	271	542	813	
訪問看護体制強化加算Ⅰ	1月につき	550	5,962	597	1,193	1,789	
訪問看護体制強化加算2		200	2,168	217	434	651	
訪問看護初回加算Ⅰ	1月につき	350	3,794	380	759	1,139	
訪問看護初回加算Ⅱ		300	3,252	326	651	976	
訪問看護退院時共同指導加算	1回につき	600	6,504	651	1,301	1,952	
訪問看護介護連携加算	1月につき	250	2,710	271	542	813	
訪問看護口腔連携強化加算	月1回限度	50	542	55	109	163	
訪問看護ターミナルケア加算	死亡月につき	2500	27,100	2,710	5,420	8,130	
訪問看護遠隔死亡診断補助加算		150	1,626	163	326	488	
複数名訪問看護加算(30分未満)	1回につき	254	2,753	276	551	826	
複数名訪問看護加算(30分以上)		402	4,357	436	872	1,308	
長時間訪問看護加算		300	3,252	326	651	976	

※ 利用者の同意が必要

訪問看護基本療養費

訪問看護基本療養費				
訪問看護基本療養費()	看護師・保健師・助産師の場合	週3日目まで	5,550円	
		週4日目以降	6,550円	
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の場合		5,550円	
	(注)ア、バ、カ、ク、コ、ケ、セ、ゼ、タ、チ、テ、ナ、ニ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、ベ、ペ、ボ、ポ、マ、ミ、ム、メ、モ、ヨ、ユ、ヨ、ド、デ、ト、ダ、デ		12,850円	
訪問看護基本療養費()	看護師・保健師・助産師の場合	同一連続同一日2人、	5,550円	
		同一連続同一日3人以上	2,780円	
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の場合	週3日目まで	5,550円	
		週4日目以降	2,780円	
	(注)ア、バ、カ、ク、コ、ケ、セ、ゼ、タ、チ、テ、ナ、ニ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、ベ、ペ、ボ、ポ、マ、ミ、ム、メ、モ、ヨ、ユ、ヨ、ド、デ、ト、ダ、デ		12,850円	
訪問看護基本療養費(II)	他の医療機関に入院し、治療を受けることにより生活が安定せず、一時帰宅が困難な患者に対するサービス			
訪問看護管理療養費				
月の何日の訪問の場合(月1回)				7,670円
月の2日目以後の訪問の場合		訪問看護管理療養費		3,000円
		訪問看護管理療養費		2,500円
24時間対応特別加算	24時間対応特別加算における介護療養病床の施設にあり、担当医が行った、る場合			6,800円
	上記以外の場合			6,520円
特設管理加算	重症症等の高い利用者の場合			5,000円
	重症症等の高い利用者を多く			2,500円
遠隔支援指導加算	専任方配六項目が定める長時間訪問の場合			8,400円
	上記以外の場合			6,000円
遠隔共同支援指導加算				8,000円
特設管理指導加算				2,000円
在宅患者運送指導加算				3,000円
在宅患者緊急時専任シフト加算(月2回まで)				2,000円
看護・介護職員連携強化加算				2,500円
訪問看護連携DX情報活用加算				50円
専門管理加算	(注)ア、バ、カ、ク、コ、ケ、セ、ゼ、タ、チ、テ、ナ、ニ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、ベ、ペ、ボ、ポ、マ、ミ、ム、メ、モ、ヨ、ユ、ヨ、ド、デ、ト、ダ、デ			2,500円
	特定行為を行う医師、薬剤師、看護師、歯科医師、管理栄養士が行った場合			2,500円
難病等療養型訪問		1日2回		4,500円
		1日3回		8,000円
緊急訪問看護加算		月14日目まで		2,650円
		月16日目以降		2,000円
認知症加算(6歳未満)	専任方配六項目が定める者			1,800円
	上記以外の場合			1,300円
長時間訪問看護加算				5,200円
夜間早期訪問看護加算				2,100円
深夜訪問看護加算				4,200円
複数名訪問看護加算	1名以上、看護師・保健師・助産師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士と同行			4,500円
	その他職員と同行			3,000円
	その他職員と同行(専任方配六項目が定める場合)	1日1回		3,000円
	その他職員と同行(専任方配六項目が定める場合)	1日2回		6,000円
	その他職員と同行(専任方配六項目が定める場合)	1日3回以上		10,000円
その他の療養費				
訪問看護ターミナルケア療養費		訪問看護ターミナルケア療養費1		25,000円
		訪問看護ターミナルケア療養費2		10,000円
訪問看護看護記録共有療養費		訪問看護看護記録共有療養費1		1,500円
		訪問看護看護記録共有療養費2		1,500円
		訪問看護看護記録共有療養費3		1,500円
遺体搬入移動費加算				1,500円
標準時間外サービス				
訪問看護時間外標準時間を超過した場合(30分毎)				4,000円
夜間時間外(30分毎)		06:00～08:00		3,100円
		18:00～22:00		3,100円
		22:00～06:00		3,800円
自費サービス				
欠室加算		二日間以上		2,000円
		12月20日～1月3日		3,000円
不遇費		付与期間中、未払い	自費	
		3ヶ月以内(Ⅰ)		0円
		3ヶ月以上(Ⅱ)		40円
		三三三三		6,000円
		時間外		6,550円
		深夜		7,500円
死生の給付				20,000円
葬式費用の給付				予定訪問員3名減額

※ 利用者の同意が必要

（高齢者虐待防止の対応）

第14条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）施設（事業所）において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）実施する。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営についての留意事項）

第15条 1 ステーションは、社会的使命を十分確認し、職員の資質向上を図るため次に掲げ

る研修機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- （1）採用後1ヶ月以内の初任研修
- （2）年2回の業務研修
- （3）守秘義務

1 [保健師助産師看護師法](#) 第42条の2にもとづいて「保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなった後においても、同様とする。」

- （4）ステーションは、利用者に対する指定訪問看護などの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管しなければならない。（医療及び特定療養費にかかわる療養に関する諸記録などは3年間、診療録は5年間保管とする。）
- （5）主治医や在宅療養協力診療所との連携をとる。

（付則）

この規程は令和6年6月1日改訂（料金表）する。